

～個人市・県民税（住民税）の家屋敷課税について～

●住民税の家屋敷課税とは

地方税法第 24 条及び第 294 条に基づき、南あわじ市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、南あわじ市内に住所を有してない方には、住民税（市・県民税）の均等割（年額 4,800 円）が課税されます。これを「家屋敷課税」といい、市や県の仕事である保健、教育、防災、清掃、道路、公園の整備などの費用を負担してもらおうというものです。

また、南あわじ市内にお店や事務所を持つ方にも、同じ理由で均等割額を納めていただきます。

ただし、自己所有のものであっても他人に貸し付ける目的で所有している場合や現に他人が居住しているものは該当しません。

※家屋敷とは、地方税法上、自己又は家族の居住の目的で住所地以外の場所に設けられた住宅で、「いつでも自由に居住できる状態^{*1}」である建物をいいます。

●課税の対象者について

令和 6 年度住民税の家屋敷課税は、次の 1～4 全てに該当する方に課税されます。

1. 令和 6 年 1 月 1 日現在、南あわじ市に住民登録がない。
2. 令和 6 年度の住民税が、南あわじ市で課税されていない（家屋敷課税分は含まず）。
3. 令和 6 年度の住民税が、実際に居住されている市町村で課税されている。
4. 南あわじ市内に自分または家族が住むことを目的とした自由に居住することのできる独立性のある住宅、事務所または事業所を持っている。

なお、兵庫県内の他市町で住民税が課税されている場合でも、県民税の納税義務者が原則として市町民税の納税義務者と一致する者とされていますので、上記 1～4 に該当する方は、その事務所・事業所又は家屋敷を有する市町ごとに県民税の均等割（1,800 円）が課税されます（兵庫県税条例第 14 条）。

よって、上記 1～4 に該当する方には、市・県民税均等割が課税されます。

南あわじ市では、毎年 9 月頃に該当者へお持ちの家屋敷についての調査票をお送りしております。返送いただいた内容で「いつでも自由に居住できる状態^{*1}」ということが判定できれば、市県民税の納付書をお送りしております。

*1 「いつでも自由に居住できる状態」とは、電気・水道・ガス等のライフラインが現在開通しているということではなく、実質的な支配権を持っていることをいい、常に住んでいる必要はありません。